

労働保険料（第3期分）口座振替納付を 利用予定の事業主の皆様へ

労働保険料（第3期分）の口座振替納付の停止のお知らせ

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

震災の被害を受けての労働保険料等の納期限延長措置に伴い、令和6年2月14日に予定しておりました**労働保険料（第3期分）の口座振替納付を停止**いたします。

○ 口座振替納付の利用を停止する事業場

指定地域に所在地を有し、口座振替納付の申請手続きを完了している事業場。
（指定地域内に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

指定地域〔 石川県、富山県 〕

○ 労働保険料（第3期分）の口座振替納付を停止による代替措置

震災を受けての納期限延長措置後の納期限が、現在、未定であるため、代替措置についても未定です。決定されしだいお知らせいたします。

なお、納期限延長措置後の納期限に関係なく労働保険料（第3期分）の支払いを希望される事業主の方は、納付書により金融機関等で納付をお願いいたします。この場合において、納付書を交付いたしますのでお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

令和6年1月23日

【お問い合わせ先】

石川労働局 労働保険徴収室

076 - 265 - 4422